

議案第八十一号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求め
る。

昭和四十五年五月十一日

三朝町長

坂出雅巳

昭和四十五年五月拾一日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 稔



三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第十九条中「に」に「当該金額百円について」を「の」に、「一日二銭」を「年々三パーセント」に、「一日四銭」を「年十四六パーセント」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第二十条 前条、第四十三条第二項、第四十八条第三項、第五十条第二項、第五十三条の十二第二項及び第七十三条第二項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

第二十四条第一項第三号中「三十万円」を「三十二万円」に改める。

第三十四条の二中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第三十六条の二第四項中「又は法第三百十三条第九項」を「法第三百十三条第

八項に規定する純損失の金額の控除又は同条第九項に改める。

第四十条第一項に次のただし書を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「当該各項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

ただし、個人の県民税及び町民税の合計額が個人の県民税及び町民税の均等割の合計額に相当する金額以下である場合における納期は、六月一日から同月三十日までとする。

第四十三条第二項中「に^税応じ、当該不足額百円について一日四銭」を「の日数に応じ、年十四パーセント」に、「一日二銭」を「年七パーセント」に改める。

第四十四条第二項本文中「の全部又は一部」を削り、同項ただし書を次のように改め、同条第三項中「給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部」を「給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額」に改める。

ただし、第三十六条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

第四十八条第三項中「に^税応じ、当該税額百円について一日四銭」を「の日数に応

じ年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第五十三条の十二第二項中「に應じ、当該税額百円について一日四銭」を「の日数に應じ年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第九十条の二第一項を次のように改める。

町長は身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）が所有する軽自動車等（年令十八歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者又は当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転するものうち、必要があると認めるもの（一台に限る。）に対しては、軽自動車税を減免することができる。

第九十条の二第二項中「。以下本項においては同じ」を「とする。以下本項において「身体障害者手帳」という」に、「運転免許証」を「身体障害者又は身体障害者と生計を一にする者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）」に、「申請書を」を「申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者との関係
- 二 身体障害者の氏名、住所及び年令
- 三 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者との関係
- 四 身体障害者手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- 五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

六 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

第九十八条、第一百三十一条第四号及び第一百十条の二中「第一項又は第二項」を削る。

第一百三十二条第二号中「公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改める。

附則第六項の表を次のように改める。

上昇率	負担調整率
三倍未満	・
三倍以上八倍未満	・二
八倍以上二十五倍未満	・三
二十五倍以上	・四

附則第九項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則に次の一項を加える。

23 昭和四十五年中に支払うべき退職手当等で同年五月一日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十六号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得の額をこえる場合には、昭和四十五年中に支払うべき退職手当等で同年五月一日以後に支払われるものに係る第五十三条の八第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る第五十三条の十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十五年五月一日前に支払われた退職手当等にあつては当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十六号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額

の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額」と読み替えるものとする。

別表第三を次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、三朝町税条例第十八条、第百三条第一項第四号及び第百十条の二の改正規定は、昭和四十五年六月一日から施行する。

(町民税に関する規則の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分(新条例第五十三条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十五年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2. 改正前の三朝町税条例第四十四条第二項ただし書の規定は、昭和四十五年度分の個人の町民税については、なおその効力を有する。

3. 新条例別表第三は、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十四号）の施行の日以後に支払われる第五十三条の二に規定する退職手当等に係る第五十三条の八の規定によつて徴収する税額（以下この項において「特別徴収税額」という。）又は同日以後に確定する第五十三条の十二第一項の規定によつて徴収する税額（以下この項において「普通徴収税額」という。）の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条 新条例附則第六項及び第九項の規定は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用し、昭和四十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第四条 新条例第九十八条、第一百三十三条第一項第四号及び第一百十条の二の規定は、昭和

四十五年六月一日以後に使用する電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第五条 新条例第九十条の二第一項の規定は、昭和四十五年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十四年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。